

ろうきょう

発行/労働者供給事業関連労働組合協議会
(略称 労供労組協)

発行人/ろうきょう編集委員会

〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F

電話 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265

「供給・派遣」の仕組みを生かし 労供事業の原点にたちかえった運動を

「さる3月3日、労供労組協第20回定期総会が開かれ、新年度方針の確認と新役員を選出しました。総会には12組合18名が参加、総会終了後には恒例の懇親会も開かれ、楽しいひとときを過ごしました。」

総会の冒頭、伊藤議長は「労供労組協は20年目になる。失業率の増大、不安定雇用が増えている。韓国では非正規労働者が50%を超えているという。日本のパート・アルバイト・派遣・嘱託など非正規労働者は約27%、私たちはこの非正規労働者をどうとらえるのか。派遣法や職安法が変わってきている今、現在取り組んでいる「供給・派遣」の仕組みを含めてもう一度労供事業の原点に立ち返って見る必要があるのではないか。この総会ではそ



のための議論をしてほしい」と挨拶しました。伊藤議長は挨拶の後、横山事務局長より2002年度の活動報告と2003年度の活動方針、予算・決算、新役員提案があり、いずれも満場一致で確認されました。活動報告の概要は次の通りです。

「企業組合スタッフフォーラム」が第3期ではのべ175名の派遣を行い、前年度の3倍の売上を計上できた。介護・家政婦の労供事業は3000人となりこの3年間で70人増え、約半数の150人がヘルパーの資格を取得して訪問介護の仕事に従事しており、介護保険の対象ともなっている。コンピュータ・ユニオンの供給組合員は約1200人となり、この1年間で20名増えた。「企業組合コンピュータユニオン」のプログラマー

の供給・派遣では約40名が働いている。新運転では、昨年8月から介護タクシィ「らくだサービス」をはじめ、音楽ユニオンでは、企業組合スタッフフォーラムと共同で演奏家や音楽講師の供給・派遣をはじめた。厚生労働省の「しごと情報ネット」には労供労組協として参加している。また、NPO派遣労働ネットワークや介護福祉ユニオンネットワークなどと一緒に関係労働者などへの申し入れも行った。恒例の秋の学習会では連合労働局長の磯部行雄さんが「派遣法改正と供給・派遣」をテーマに講演した。

2003年度活動方針

- 1 労供事業の事業主体（労働者供給事業法）の追求。
- 2 労供事業の強化拡大と派遣事業の拡大。
- 3 賃金形成、派遣的労働の福祉・共済の追及。
- 4 派遣労働相談の推進と持続的・広域的問題提起。
- 5 情報発信基地の拡充。
- 6 ユニオンによる専門・職能教育。
- 6 OA・派遣スタッフ、介護スタッフの組織化。

7 行政、経営者団体への要請。
8 運営
(1) 事務局ニュースを発行する。
(2) 幹事会を総会月、秋季学習会以外に2回開催する。
(3) 機関紙「ろうきょう」を発行する。
(4) 秋季学習会を開き、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
(5) 会費は現状通りとして必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。



新たに選出された二〇〇三年度の役員は左記の通りです。

【二〇〇三年度役員】

議長 伊藤 彰信

(全港湾・再)

副議長 安並 克磨

(音楽ユニオン・再)

同 林 丘
(ケアフォーラム・再)
事務局長 横山 南人
(電算労・再)
事務局次長 堀根 秀人
(東京出版・再)
同 中村 雅信
(レジャーサービス連
合・再)
同 竹谷 弘樹
(音楽ユニオン・再)
同 太田 武二
(新運転・再)
同 関根秀一郎
(東京ユニオン・再)
同 吉原 英文
(電算労・再)
会計監査 緒方 承武
(映演共闘・再)

最低時給などで業界団体と交渉

3月11日、はじめての「派遣春闘」、日本人材派遣協会と派遣労働者との交渉が開催された。派遣会社の業界を代表する日本人材派遣協会からは、会長、副会長ら計6名が出席し、派遣労働者の側には、首都圏の派遣労働者と派遣労働ネットワークの理事長ら、あわせて約20名が出席した。「最低時給1780円を」

との要求に、協会は「現行の1465円(派遣ネット2001年調査)というのは確かに低い。時給アップに取り組んでいきたい」と回答。

また、「労働者を『モノ』扱いするダンピング、『派遣スタッフ無料キャンペーン』の撲滅を」との要求には、「当協会としても同義



的に『モノ』扱いはなじまないと述べ、『無料キャンペーン』を実施している会社には『改めていただきたい』と申し入れたら、『今後はやめる』との回答があった。『無料キャンペーン』に限らず、好ましくない商行為について改めていくよう徹底していく予定』と回答した。

派遣ネットが新たに提案した「派遣先紹介時の詳細情報明示システム」(派遣元が派遣先から24項目の情報を把握し、紹介するス

タッフに事前に明示するシステム)について協会は「すべてチェックできれば、派遣労働者も安心して働ける。持ち帰って、ぜひ前向きに検討したい」と回答した。

日本人材派遣協会と派遣

使用者に都合のいい派遣法「改正」

3月4日、NPO派遣労働ネットワーク主催による「派遣法『改正』法案の勉強会」が開催された。派遣先企業の労働組合や派遣労働者など、派遣法『改正』の影響がある関係者など、約80人が参加した。

まず、浜村彰・法政大学法学部教授が派遣法改正案の問題点について解説、つ



づいて中野麻美・派遣労働ネットワーク理事長が派遣法改正による労働市場や労

働ネットワークでは、派遣先企業で働く通常の労働者と派遣労働者との「均等待遇」について、引き続き話し合っていくことを確認した。

労働者への影響について話した。主な問題点としては、以下のとおり。

紹介予定派遣における特定行為(事前面接など)解禁による採用差別の拡大など

臨時的・一時的派遣の期間延長による常用代替の拡大など

製造業・医療業務(一部)の解禁による常用代替の拡大と災害・事故の拡大など

パート派遣(月初・土日派遣)の新設による常用代替の拡大など

勉強会を通じて、参加者が派遣法改悪の問題点を共通認識し、使用者にとつて使い勝手の良い労働力として派遣を拡大しようとする

「派遣法改悪」を食い止め、権利を侵害されがちな派遣労働者の権利を確立する真の「派遣法改正」へ向けて、各方面から声を上げていくことを確認した。

派遣17年、まさに常用代替

3月28・29日の2日間、派遣労働ネットワーク(首都圏)をはじめ、全国7ヶ所に派遣トラブルホットラインを開設、2日間で相談件数は179件だった。

労働者派遣法は、正社員などの常用労働者の代替として派遣労働が活用されることを防止するという観点から、業務制限、期間制限を設けてきたが、この間の規制緩和によって、常用代替が拡大し、使用者にとつて使い勝手の良い労働力として酷使されている実態が浮き彫りになった。

特に、賃金水準が低く、雇用は不安定であるにもかかわらず、過重な業務を強いられ、長時間労働に苦しめられている派遣労働者や、派遣先の安全対策の不十分さから労災事故にあった派遣労働者からの相談が目立つた。

「今の職場に派遣されて17年になる。残業が多く、毎晩8時まで残業。業務の密度は社員以上にやっていると待遇は悪く矛盾を感じる」、「一般事務派遣で当初は1年契約のことだった。ところが、契約書は1年でな

「じごと情報ネット」を積極的に活用しよう

じごと情報ネット(<http://www.job-net.jp/>)は、厚生労働省が2001年8月にサービスを開始した求職者にたいする仕事情報を提供するサイトです。

求職者が、インターネットを活用して、民間の職業紹介会社、求人情報提供会社、ハローワーク等の参加機関が保有する求人情報を検索し、それぞれの機関にアクセスすることによって、仕事探しを支援するしくみです。

労供労組協は「じごと情報ネット」に参考情報提供ということで参加し、この5月から供給先の仕事情報も掲載されるようになりました。これを受け、労供労

く、1ヶ月。『力量不足』ということで1ヶ月で打ち切られた」など、常用代替として酷使されながら、契約期間は短く「細切れ」で更新し、いなくなったら契約打ち切りで使い捨てといった相談が数多く寄せられた。

組協では今期方針で供給先情報を積極的に掲載して、「じごと情報ネット」を活用する「こと」にしています。

具体的な掲載方法は労供労組協事務局が各事業所から供給先仕事情報をメールで得て、労供労組協ホームページ(<http://www.union-net.or.jp/rokyo/>)に掲載するとともに、「じごと情報ネット」へ登録します。

その後、「じごと情報ネット」に登録された供給先仕事情報が検索できるようになります。まだ参加されていない組合ぜひこの機会に参加してください。詳しくは労供労組協事務局まで。